

## 第Ⅱ期基本計画諮問案と平成24年度統計法施行状況に関する審議結果との比較

## 第3 公的統計の整備に必要な事項

## 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

## (2) 行政記録情報等の利活用の推進

## ア 行政記録情報等の活用

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。</p>	<p>【本文】</p> <p>行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成という観点から重要な取組であり、各府省は統計調査計画の企画に際し、活用できる行政記録情報等の有無等について確認した上、調査事項の削減等を通じた報告者の負担軽減等に努めている。</p> <p>一方、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなるなど、統計調査を取り巻く環境が更に厳しさを増している中、行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成のみならず、正確な統計作成という観点からも、一層重要となっている。なお、行政記録情報等の活用にあたっては、当該情報の電子化の状況や電子化に要する費用と、軽減される報告者の負担等を総合的に勘案することも必要である。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その取組の一環として、行政記録情報等から作成される業務統計の公表を促進することも必要となっている。</p> <p>このため、各府省は、引き続き統計調査実施の企画にあたっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。なお、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。</p> <p>また、統計法第29条第1項の規定に基づく行政記録情報等の保有機関に対する提供要請の規定を活用することも視野に、報告者の負担軽減や正確かつ効率的な統計作成に引き続き努める。なお、秘密保持の確保を含む法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することを困難とする合理的な理由が存在する場合には、その代替措置として、電子化の状況等を踏まえた統計作成機関からの要望に対応し、特別集計の形態による集計表の作成を行うことも、引き続き原則とする。この場合の費用等は、原則として当該統計作成機関が負担する。</p> <p>さらに、統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、業務統計の作成・公表状況や行政記録情報等の統計への活用実態等を定期的に把握し、国民に情報を提供するとともに、未公表の業務統計の公表を促進するなどして、行政記録情報等の利活用を推進する。なお、国際的な動向も踏まえつつ、行政記録情報等を含むビッグデータ<sup>(注5)</sup>の統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用に</p>

③ 政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。

② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、活用を検討する。

ついて研究を進める。

(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。</p>	<p>総務省、各府省</p>	<p>平成26年度から実施する。</p>
<p>○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。</p> <p>また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。</p>	<p>総務省、各府省</p>	<p>平成26年度から実施する。</p>

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(2) 行政記録情報等の利活用の推進

イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案											
<p>① 法人番号について、その運用・管理の状況を注視しつつ、事業所母集団データベース等における利用に向けて検討する。</p> <p>② 個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法見直しについての検討に向けて、その動向を把握しつつ、個人番号の統計における活用を検討する。</p>	<p>【本文】</p> <p>社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が平成 25 年 5 月に成立し、社会保障・税番号制度が平成 28 年 1 月から本格運用される予定である。</p> <p>この社会保障・税番号制度では、法人番号は原則公表され、民間での利用も可能とされている一方で、個人番号の利用は、番号法に規定する社会保障の給付や税の賦課徴収、防災に関する事務等に利用が制限されており、番号法の施行後においても統計への活用はできない状況である。なお、この個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の施行後 3 年を目途に、検討を行うこととされている。</p> <p>このため、統計の正確かつ効率的な作成及び提供という観点から、法人番号の運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けて検討するとともに、個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="913 995 2092 1350"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 995 1742 1038">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 995 1883 1038">担当府省</th> <th data-bbox="1883 995 2092 1038">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1038 1742 1214">○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。</td> <td data-bbox="1742 1038 1883 1214">総務省、各府省</td> <td data-bbox="1883 1038 2092 1214">平成 26 年度から実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 1214 1742 1350">○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。</td> <td data-bbox="1742 1214 1883 1350">関係府省</td> <td data-bbox="1883 1214 2092 1350">平成 30 年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成 26 年度から実施する。	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。	関係府省	平成 30 年度末までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期										
○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成 26 年度から実施する。										
○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。	関係府省	平成 30 年度末までに結論を得る。										

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(3) オンラインを利用した調査の推進

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の報告の際の利便性向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。</p> <p>② オンライン調査の導入に当たっては、導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。その際、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分に勘案する。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るためには、ICTの急速な発展に伴う高度情報化社会の到来を踏まえ、統計調査の調査方法にオンライン調査を導入するとともに、導入後のオンライン回答の促進などに取り組むことが有効である。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においても、世界最高水準の電子政府を目指す取組の一環として、オンライン調査の徹底等を第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることが求められている。</p> <p>このため、統計調査実施の企画に際しては、オンライン調査の導入を検討することを原則とする。なお、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。</p> <p>また、この検討に当たっては、オンライン調査の導入が有効と思われる統計調査については重点的な検討を行うとともに、導入している統計調査についてはオンライン回答率の向上方策を検討する。</p> <p>さらに、オンライン調査を推進するに当たっては、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を図り、府省一体となった取組を行うことが必要であることから、各府省間の情報共有を推進するとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能改善・拡充等を通じた報告者の利便性の向上を図る。</p> <p>なお、オンライン調査の推進に当たっては、関連するプログラム開発やランニングコスト等の費用が見込まれることから、その点について十分に勘案する必要がある。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1150 2092 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 1150 1742 1193">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 1150 1883 1193">担当府省</th> <th data-bbox="1883 1150 2092 1193">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1193 1742 1433">○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。</td> <td data-bbox="1742 1193 1883 1433">各府省</td> <td data-bbox="1883 1193 2092 1433">平成 26 年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成 26 年度から実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成 26 年度から実施する。							

<p>③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤の整備・充実を図る。</p> <p>④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなど、IT関連機器の普及状況を勘案した対応を推進する。</p>	<p>○ オンライン調査の導入を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。</p>	総務省	平成26年度から実施する。
	<p>○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。</p>	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(4) 統計基準等の見直し

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っており、その設定や見直しを適時・的確に行うことが必要となっている。</p> <p>統計法第 28 条の規定に基づく統計基準については、これまで日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）、疾病、傷害及び死因の統計分類（平成 21 年総務省告示第 176 号）、日本標準職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）、指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年総務省告示第 112 号）及び季節調整法の適用に当たっての統計基準（平成 23 年総務省告示第 96 号）が設定されている。</p> <p>これらの統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね 5 年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。</p> <p>一方、統計基準として設定しないものの、統計相互の整合性や比較可能性の向上、経済活動のより的確な把握等に資する観点から、生産物分類や労働者の区分等について検討する。</p> <p>また、各種統計における年齢階級、事業所規模等の集計結果の表章区分については、作成目的に応じて個別に設定されているものであるが、統計相互の整合性や比較可能性、統計ニーズ等への的確な対応を図る観点から、その現状を整理した上で、統計の継続性にも留意しつつ、標準的な区分の在り方について検討する。統計作成府省は、所管統計における男女別表章、各歳別表章、地域別表章等の充実を図る際、この検討結果も踏まえ、関連統計間における整合性の確保に努める。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1204 2092 1380"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。</td> <td>総務省</td> <td>平成 29 年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成 29 年度末までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成 29 年度末までに結論を得る。							

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(1) 統計リソースの確保のための取組

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>① 統計リソースの確保及び有効活用に向けて不断の努力を行うとともに、次期基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。</p> <p>② 総務省統計研修所は、研究機能を整備するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>厳しい行財政事情の下、統計リソースに限りがある中、必要な統計の品質を確保しながら、新たなニーズに対応するため、各府省は統計リソースの確保に努めるとともに、所管統計調査に係る調査事項・報告者数の見直しなど、業務の効率化・合理化に取り組んでいる。</p> <p>一方で、社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであることから、統計リソースの確保及び有効活用に向けた取組の一層の推進を図る必要がある。また、各府省における新たな統計の作成や統計調査実施の企画等の支援を強化することも必要となっている。</p> <p>このため、各府省は、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計を体系的に整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供するため、統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。</p> <p>また、既存組織の活用・充実を図るなどして、公的統計に共通する研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援する仕組みを整備する。</p> <p>なお、府省横断的な基幹統計調査の実施に当たっては、必要に応じて共管・共同調査として実施するとともに、緊急ニーズに対応した統計の作成及び提供に当たっては、特別集計や、既存統計調査の調査項目の追加や付帯調査として実施することを検討する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1118 2092 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 1118 1742 1166">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 1118 1883 1166">担当府省</th> <th data-bbox="1883 1118 2092 1166">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1166 1742 1420">○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、総務省統計研修所は、研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。</td> <td data-bbox="1742 1166 1883 1420">総務省</td> <td data-bbox="1883 1166 2092 1420">平成 27 年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、総務省統計研修所は、研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。	総務省	平成 27 年度から実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、総務省統計研修所は、研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。	総務省	平成 27 年度から実施する。							

<p>③ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p>	<p>○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成26年度から実施する。</p>
--	--	------------	----------------------



### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 2 統計リソースの確保及び有効活用

##### (2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>【本文】</p> <p>地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成及び提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの基幹統計の改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率の向上や記入内容の正確性の確保など統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持や各府省と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものとなっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、各府省では、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化、地方公共団体における統計の作成の支援等を図るため、①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p> <p>しかし、個人情報保護意識の高まりによる報告者の協力意識の低下や、単身世帯の増加などに伴う統計調査をめぐる環境は厳しさを増す一方で、統計調査員の確保が困難となっており、更に都道府県の統計主管課の職員や市町村の統計職員の削減も進められている。</p> <p>また、基幹統計調査の実施に当たっては、引き続き国の責任で作成することを前提に、国と地方公共団体の協力及び適切な役割分担の下に、協働して取り組むことが必要不可欠であるとともに、関係府省は引き続き地域別表章の充実、支援等に取り組むことも必要となっている。</p> <p>このため、関係府省は、調査体制の機能維持を図るため、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び平準化を図るとともに、地域別表章の充実・支援等を実施する。</p> <p>また、関係府省は、地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進するとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。</p> <p>さらに、統計調査事務地方公共団体委託費について、都道府県の実情や意見も踏まえ、運用を見直す。</p>

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。	関係府省	平成26年度から実施する。
○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。

- ① 地方公共団体を經由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討し、業務量の軽減を図る。
- ② 地方公共団体の業務量を平準化するための中長期的な取組を行う。
- ③ 地方別表章の充実のための更なる支援等を検討・実施する。

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(3) 統計職員等の人材の育成・確保

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>① 統計職員等の人材の育成・確保については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。</p> <p>② 総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能を拡充する。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>公的統計の作成においては、その作成に携わる職員が専門的能力を十分に発揮することが重要であり、我が国の統計組織全体としても、質・量ともに専門性の高い人材を育成確保することが必要不可欠となっていることから、各府省では、人材育成方針・研修計画等を策定し、人事交流や研修の充実等、質・量の確保に努めている。</p> <p>一方で、各府省の統計職員については、量的な確保がますます困難となっている中、質的な維持・向上を図ることが一層重要となっている。</p> <p>このため、各府省は、これまで以上に人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。</p> <p>また、各府省等の統計職員等の人材育成に重要な役割を担っている総務省統計研修所の研修機能を拡充する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="907 906 2092 1177"> <thead> <tr> <th data-bbox="907 906 1727 951">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1727 906 1868 951">担当府省</th> <th data-bbox="1868 906 2092 951">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="907 951 1727 1177">○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。</td> <td data-bbox="1727 951 1868 1177">総務省</td> <td data-bbox="1868 951 2092 1177">平成 26 年度から段階的に実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成 26 年度から段階的に実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成 26 年度から段階的に実施する。							

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(4) 災害発生時等の備え

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>① 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策を取りまとめる。</p> <p>② この取りまとめに当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討し、順次取組を進める。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。各府省では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に際し、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外するとともに、加工統計の作成に用いる統計を変更するなどの措置を講じ、また、調査結果を活用した特別集計等により、被災に係る統計を公表している。</p> <p>一方、総務省が実施した東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果では、①災害時の統計リソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②統計調査員の安全確保などの実査面、③集計・公表面における課題等がみられたことから、これらの課題解決に向けた取組が今後必要である。</p> <p>このため、災害発生時等の備えとして、大規模災害発生時の対応に関する課題を抽出し、対応指針を取りまとめるとともに、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、順次取組を進める。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 932 2092 1378"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 932 1742 979">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 932 1883 979">担当府省</th> <th data-bbox="1883 932 2092 979">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 979 1742 1378"> <p>○ 大規模災害発生時の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害発生時における調査票情報の提供の在り方についても検討する。</p> <p>また、この検討に当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。</p> </td> <td data-bbox="1742 979 1883 1378"> <p>総務省、各府省</p> </td> <td data-bbox="1883 979 2092 1378"> <p>平成 27 年度末までに対応指針を取りまとめ、平成 28 年度から順次実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	<p>○ 大規模災害発生時の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害発生時における調査票情報の提供の在り方についても検討する。</p> <p>また、この検討に当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。</p>	<p>総務省、各府省</p>	<p>平成 27 年度末までに対応指針を取りまとめ、平成 28 年度から順次実施する。</p>
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
<p>○ 大規模災害発生時の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害発生時における調査票情報の提供の在り方についても検討する。</p> <p>また、この検討に当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。</p>	<p>総務省、各府省</p>	<p>平成 27 年度末までに対応指針を取りまとめ、平成 28 年度から順次実施する。</p>							

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>① 民間事業者の活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。</p> <p>② 公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため、必要に応じて民間事業者活用ガイドラインを改定する。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、適正に民間事業者を活用することが重要である。</p> <p>一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。</p> <p>また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の体制といった点に留意する必要がある。</p> <p>このため、民間事業者の活用については、民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、後記3(2)統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日改正）に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1034 2092 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 1034 1742 1082">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 1034 1883 1082">担当府省</th> <th data-bbox="1883 1034 2092 1082">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1082 1742 1305">○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、より的確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。</td> <td data-bbox="1742 1082 1883 1305">総務省、各府省</td> <td data-bbox="1883 1082 2092 1305">平成28年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、より的確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、より的確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。							

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(1) 統計ニーズの的確な把握

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案											
<p>① 統計ニーズの的確な把握・活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。</p> <p>② 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を図る。</p> <p>③ また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び活用等のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化方策等を検討した上で、見直しを行う。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供を行うに当たっては、統計利用者の利便性の向上を図った上で、統計利用者等のニーズを把握し、公的統計の改善を図ることが重要である。各府省では、従来から実施してきた個別の取組に加え、内閣府統計委員会における統計利用者等との意見交換会の開催及びe-Statを活用した統計ニーズに係るアンケート調査の実施等により、府省横断的な統計利用者のニーズを把握し、統計の見直しや統計データの提供拡大等に努めている。</p> <p>一方で、社会経済情勢の変化に対応した統計の整備及び統計データの提供を推進するためには、統計ニーズをよりの確に把握することが必要となっている。</p> <p>このため、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の一層の活性化を図る。また、統計ニーズに係るアンケート調査の内容を見直すとともに、各府省が個別に把握しているニーズの情報共有を図るなど、連携を強化する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 906 2092 1347"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。</td> <td>内閣府 (統計委員会)</td> <td>平成26年度から実施する。</td> </tr> <tr> <td>○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、各府省間の連携を強化する。</td> <td>総務省、 各府省</td> <td>平成26年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。	内閣府 (統計委員会)	平成26年度から実施する。	○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、各府省間の連携を強化する。	総務省、 各府省	平成26年度から実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期										
○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。	内閣府 (統計委員会)	平成26年度から実施する。										
○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、各府省間の連携を強化する。	総務省、 各府省	平成26年度から実施する。										

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(2) 統計の品質保証活動の推進

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案						
<p>① 公的統計の品質保証に関する取組については、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を図る。また、各府省は公的統計の品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を図る。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>利用者のニーズに対応した公的統計の作成及び提供、その品質の表示並びに評価及び改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す品質保証の活動は、社会経済情勢の変化等に的確に対応した統計を効率的に作成する上で重要な取組である。各府省では、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成 22 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成 23 年 4 月 8 日改正）に基づき、所管統計の品質表示・評価に関する取組に着手している。</p> <p>しかし、各府省の品質保証活動に関する取組、特に品質評価に関する取組は、必ずしも十分な成果を挙げるに至っておらず、取組の強化が必要となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その一環として、統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である「公的統計のプロセス保証」を、品質保証活動に導入することが有効である。</p> <p>このため、各府省は、品質評価を中心に品質保証活動の取組を強化し、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するとともに、プロセス保証を導入する方向で、公的統計の品質保証に関するガイドラインの見直しを実施する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1077 2094 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 1077 1742 1125">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 1077 1886 1125">担当府省</th> <th data-bbox="1886 1077 2094 1125">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1125 1742 1372">○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。</td> <td data-bbox="1742 1125 1886 1372">各府省</td> <td data-bbox="1886 1125 2094 1372">平成 26 年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成 26 年度から実施する。
		具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期			
○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成 26 年度から実施する。					

<p>② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。</p>	<p>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証(統計調査の実施過程の管理方法等)を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。</p>	<p>総務省、各府省</p>	<p>平成27年度末までに実施する。</p>
--	---	----------------	------------------------



第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>② 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省及び地方公共団体との間で情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>統計調査において正確な情報を円滑に報告してもらうためには、統計調査の結果が行政機関や企業、個人等においてどのように利用され、役立っているか、また、統計調査の報告に協力しないことがどのような影響を及ぼすかを、国民や企業に正しく理解してもらうことが重要である。各府省では、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成 22 年 3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ。以下「行動指針」という。）に基づき、ホームページの見直しや個別の協力要請を行うなどの取組に努めている。</p> <p>しかし、個人、企業等における情報保護意識の高まりや、報告者の協力意識の低下などに伴い、統計調査をめぐる環境は一層厳しさを増しており、広報・啓発活動の充実が必要不可欠となっている。また、行動指針に基づく統計調査に対する非協力者への対応についても、各府省における取組の推進を図る必要がある。</p> <p>このため、各府省は、行動指針を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針として、各府省における取組状況の情報共有を図るなど、効率的かつ効果的な取組の推進を図る。また、統計調査に対する非協力者への対応を総合的な観点から引き続き検討する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 986 2094 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 986 1742 1034">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 986 1886 1034">担当府省</th> <th data-bbox="1886 986 2094 1034">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1034 1742 1423">○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、各府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。</td> <td data-bbox="1742 1034 1886 1423">各府省</td> <td data-bbox="1886 1034 2094 1423">平成 26 年度から順次実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、各府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。	各府省	平成 26 年度から順次実施する。
	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期						
○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、各府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。	各府省	平成 26 年度から順次実施する。							

<p>① 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針とするとともに、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。</p> <p>③ 非協力者への対処については、総合的な観点から、引き続き検討を行う。</p>	<p>○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で実施している効率的かつ効果的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成26年度から実施する。</p>
---	---	------------	----------------------

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(4) 統計リテラシーの向上

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」<sup>(注)</sup>の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活用を検討する。</p> <p>(注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ</p>	<p>【本文】</p> <p>国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」や、統計調査への協力並びに統計データを利用するために必要な意識及び倫理観である「統計倫理」を重視した統計教育が重要である。各府省は、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組を進めている。</p> <p>一方で、教育現場においては、学習指導要領の改訂もあり、統計教育に関する関心は高まっているものの、具体的な指導方法に苦慮しており、実践的な教材の作成や情報提供、教師への研修の充実等が必要となっている。また、大学生、社会人等に対しては、統計に対する理解及び関心を深めるため、一般の講義等においても広く活用可能なマイクロデータ（注6）の作成及び提供も必要となっている。</p> <p>このため、各府省は、地方公共団体の協力も得て、統計データを用いた実践的授業の推進を図るとともに、教育関係団体等とも連携し、適切な教材の作成及び提供等を実施する。さらに、教員等を対象とした研修の拡充や、教育関係者のニーズに応じた研修内容の充実等の取組を進める。</p> <p>また、広く一般に提供可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」<sup>(注7)</sup>については、提供に向けた取組を推進するとともに、その取組状況の情報共有を通じて、各府省の取組を促進する。</p> <p>(注7) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ</p>

<p>② 総務省政策統括官（統計基準担当）は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計教育の実践方法、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、総務省統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。</p> <p>① 国及び地方公共団体は、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。</p> <p><b>【再掲】</b> ② 総務省政策統括官（統計基準担当）は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計教育の実践方法、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、総務省統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。</p> <p><b>【再掲】</b> ① 国及び地方公共団体は、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。</p>	<b>【別表】</b>		
	<p><b>具体的な措置、方策等</b></p> <p>○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。</p>	総務省	平成26年度から順次実施する。
	<p>○ 上記の研修や、カリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。</p>		
	<p>○ 研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。</p>	総務省	平成26年度から実施する。
	<p>○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。</p>	各府省	平成26年度から実施する。

<p>【再掲】④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」<sup>(注)</sup>の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活用を検討する。</p> <p>(注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ</p>	<p>○ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成27年度から実施する。</p>
--	---	------------	----------------------

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(5) 研究開発成果の共有

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案						
<p>このため、次期基本計画においては、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、各府省における研究開発成果の情報共有ができる仕組みを構築すべきである。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>各府省は、正確かつ効率的な統計作成を推進するため、標本理論や推計技術等に係る専門的な知見を有する学識経験者と連携するなど、研究開発の継続的な取組に努めている。</p> <p>一方、各府省における研究開発の成果は、主に所管統計又は統計調査の見直しへの活用にとどまっており、府省間の情報共有が必ずしも十分とはいえない。また、調査環境が厳しさを増す中、未回答事項の処理方法、マッチング技法の開発など、府省横断的に活用可能な研究課題については、その成果を共有しながら、各府省がそれぞれの課題に応じた研究開発を推進することが効果的かつ効率的である。</p> <p>このため、総務省を中心として、各府省における研究開発の成果を共有できる仕組みを構築した上で、その成果を共有しながら研究開発の推進に努める。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 818 2092 1035"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 818 1742 863">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 818 1883 863">担当府省</th> <th data-bbox="1883 818 2092 863">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 863 1742 1035">○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。</td> <td data-bbox="1742 863 1883 1035">総務省</td> <td data-bbox="1883 863 2092 1035">平成 26 年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。	総務省	平成 26 年度から実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期					
○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。	総務省	平成 26 年度から実施する。					

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計データの有効活用

(1) 調査票情報等の提供及び活用

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>① 調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。</p> <p>(i) 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備やプログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>調査票情報等の提供及び活用（注8）は、国民の負担によって収集された調査票情報をより有効に活用する観点から、平成19年の統計法全面改正に際して、拡充が図られた取組であり、各府省は第Ⅰ期基本計画に沿って、オーダーメイド集計への対応、匿名データの作成及び提供等の取組を進めている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている。</p> <p>このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるオンサイトの利用やプログラム送付型による集計・分析への段階的な移行、②匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実、③オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討を進める。</p> <p>また、「統計データ・アーカイブ（仮称）」については、調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎として、引き続き具体化に向けた検討を進め、早期に結論を得る。なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1072 2096 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 1072 1742 1120">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 1072 1883 1120">担当府省</th> <th data-bbox="1883 1072 2096 1120">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1120 1742 1430">○ 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。このため、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。</td> <td data-bbox="1742 1120 1883 1430">総務省、各府省</td> <td data-bbox="1883 1120 2096 1430">平成26年度から検討する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。このため、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。このため、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。							

<p>(ii) 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続の簡素化を図る。</p> <p>(iii) オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</p> <p>なお、上記の(i)～(iii)の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必要な見直しを図る。</p> <p>② 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促進を目的とするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。なお、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更を検討する。</p> <p>また、各府省は、引き続き調査票情報等の適切な保管を徹底する。</p>	<p>○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	各府省	平成 26 年度から実施する。
	<p>○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。</p>	内閣府 (統計委員会)、総務省	平成 26 年度から検討する。
	<p>○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</p> <p>さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	総務省、各府省	平成 26 年度から検討する。
	<p>○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるよう変更を検討する。</p>	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。



第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計データの有効活用

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案							
<p>① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援方策の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>各府省では、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化総括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づく各種の取組を推進し、政府統計共同利用システムへのデータ登録の推進や、操作の簡素化・検索機能の見直しなどによる利用環境の向上・高度化を進めている。</p> <p>一方、統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点から、ますます重要となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においても、世界最高水準の電子政府を目指す取組の一環として、統計データの透明化・オープン化等を第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされている。</p> <p>このため、各府省は、引き続き政府統計共同利用システムへのデータ登録の拡充を図ることにより、府省間でのデータ共有や、国民に対する有用な統計データの提供を推進する。</p> <p>また、政府統計共同利用システムの情報提供機能については、利用者のニーズを踏まえた改善を図るとともに、A P I 機能の提供や統計 G I S の充実等についても検討する。</p> <p><b>【別表】</b></p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="920 995 1742 1043">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 995 1886 1043">担当府省</th> <th data-bbox="1886 995 2089 1043">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="920 1043 1742 1410">○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。</td> <td data-bbox="1742 1043 1886 1410">総務省</td> <td data-bbox="1886 1043 2089 1410">平成 26 年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。	総務省
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期						
○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成 26 年度から実施する。						

<p>② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、A P I 機能の提供や統計G I S の充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。</p>	<p>○ 政府統計共同利用システムのe - S t a tによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、A P I 機能の提供や統計G I S の充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成27年度末までに結論を得る。</p>
---	---	------------	-------------------------

第3 公的統計の整備に必要な事項

5 国際協力及び国際貢献の推進

(1) 国際機関への情報提供の推進

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案								
<p>このため、次期基本計画においては、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実に努めるべきである。</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>経済・文化などの様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報がやり取りされるグローバル化が進展する中で、公的統計は、世界的な金融・経済危機のリスクを分析するために必要な情報を提供するなど、重要な役割を担っている。</p> <p>我が国では、これまでも、①国連統計委員会やOECD等の国際会議及び各種専門家会合に参加し、各種の国際的な統計基準・ガイドラインの検討、設定等に寄与しているほか、②各国の国内総生産の実質比較を行うことを目的とした国際比較プログラム（ICP）等の国際的な統計事業に参加するとともに、③IMFの特別データ公表基準（SDDS）による統計情報の交換等に協力しており、このような国際的な統計活動の重要性は従来に増して高まっている。</p> <p>また、国際機関等による国際会議、専門家会合等への参加は、我が国の統計職員における国際的な対応力強化という人材育成の観点からも、重要な取組である。</p> <p>しかしながら、これらの取組は、我が国の統計リソースの制約等もあり、必ずしも十分とはいえない状況であり、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、我が国の統計職員の人材育成の観点からも、これらの取組を一層強化する必要がある。</p> <p>このため、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報の提供に努めるなど、国際協力の充実に努める。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="913 1117 2096 1398"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 1117 1742 1161">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1742 1117 1883 1161">担当府省</th> <th data-bbox="1883 1117 2096 1161">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 1161 1742 1398">○ 各府省と連携して、国際機関への我が国の統計情報の提供を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関への統計情報の提供の充実に努める。</td> <td data-bbox="1742 1161 1883 1398">総務省</td> <td data-bbox="1883 1161 2096 1398">平成26年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	○ 各府省と連携して、国際機関への我が国の統計情報の提供を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関への統計情報の提供の充実に努める。	総務省	平成26年度から実施する。
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期							
○ 各府省と連携して、国際機関への我が国の統計情報の提供を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関への統計情報の提供の充実に努める。	総務省	平成26年度から実施する。							

第3 公的統計の整備に必要な事項

5 国際協力及び国際貢献の推進

(2) 発展途上国等への支援

平成 24 年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>【再掲】 このため、次期基本計画においては、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実を図るべきである。</p>	<p>【本文】</p> <p>統計により人口や産業の実情を正確に把握することは、国家や地方行政機関における円滑な行政運営を進める上で、不可欠の要素となっている。特に、発展途上国においては、限られた資源や援助を効果的に活用するためにも、各種施策の基盤となる統計組織の整備、人材育成等が重要となっている。</p> <p>我が国では、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じたカンボジア政府統計能力向上プロジェクトによる専門家派遣や、国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力、内閣府経済社会総合研究所経済研修所等における各国政府からの研修生の受入れなどを通じた支援を行っているものの、統計リソースの制約等もあり、その取組は必ずしも十分とはいえない状況である。</p> <p>このため、各府省は、JICA等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。</p>